

衛生局支部は病院経営本部に対して、貸与被服に関する下記の要求書を提出しました。

2006年10月17日

病院経営本部  
本部長 大塚孝一 様

都庁職衛生局支部  
支部長 小野塚洋行  
都庁職病院支部  
支部長 柳 美智子

### 病院経営本部被服貸与事務取り扱い要綱の改善要求(案)

日頃、都民医療の充実に奮闘されていることに敬意を表します。

さて、今回提案がありました「要綱の改正案」について、貸与品の新設や臨床工学技師への被貸与者の追加があることに対しては支部として受け入れられる内容です。しかし廃止される貸与品や貸与数については問題があることから以下の要求をいたします。誠意ある回答をお願いします。

#### 記

1. 新設する臨床工学技師についてはコメディカル職員に順ずるとの説明であるが、透析など血液汚染や患者と直接接触することから毎年の貸与とし、数も看護と同一とすること。また靴は2年1足では到底足りず最低年2足の貸与とすること。
2. 歯科衛生士は患者との直接接触の業務であるため、看護師と同等の貸与とすること。
3. 看護師の白靴下の廃止は反対である。ワンピース型ユニホーム1着につき2足貸与されているが、白靴下が変わってはベージュのストッキングに改善すること。
4. 最近看護衣のズボンを着用する職員が増えているため、新設としてソックスを1着につき2足貸与とすること。
5. 新規採用者の枚数を増やして貸与すること。
6. 看護師の靴は汚れが激しく1年1足では間に合わない。年2足にすること。
7. 体育服のズボンは膝が抜けるなど破損が激しいため、ズボンだけは年2着の貸与とすること。
8. 看護防寒衣については規定に沿って事業所を指導すること。
9. 新設の医療用室内靴とはどのようなものか示すこと。